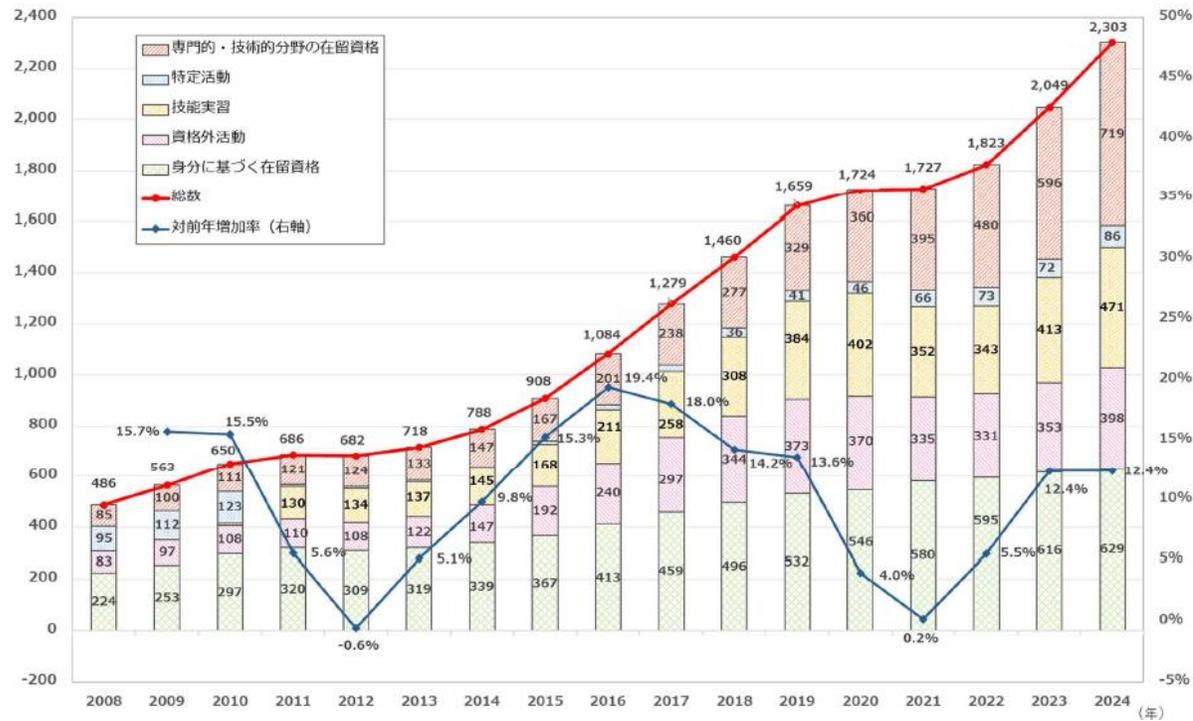


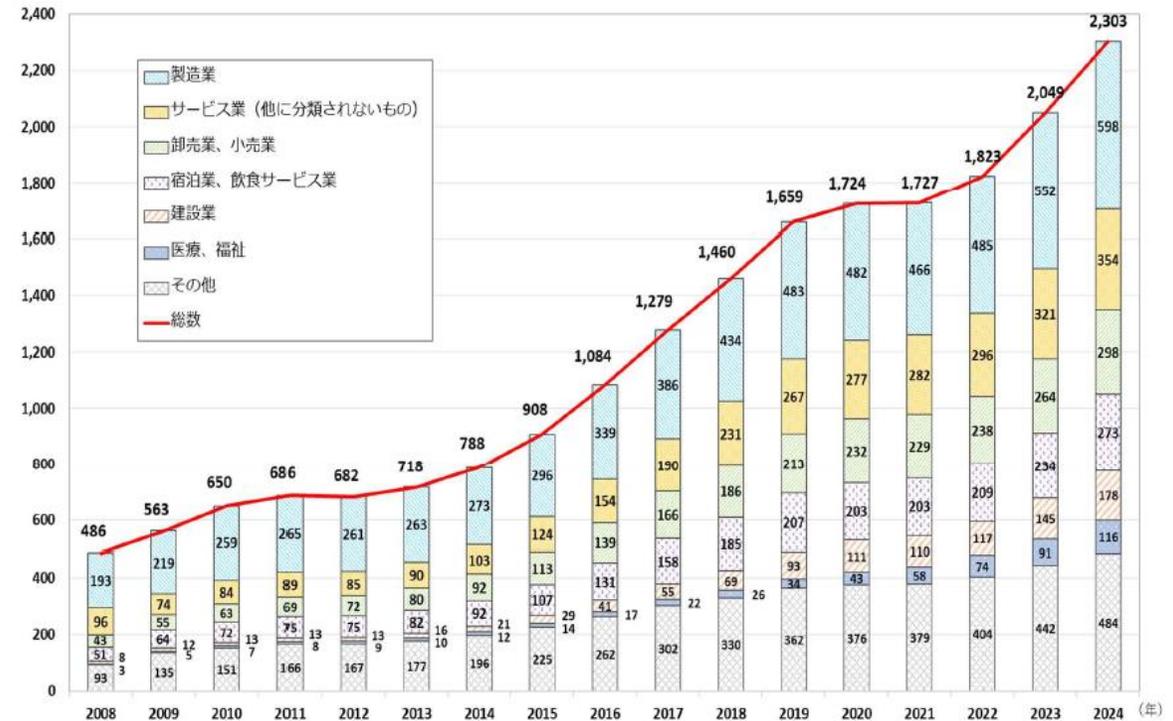
外国人労働者の状況

- 外国人労働者数（2024年10月末）は約2,302千人と、2007年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新した。（対前年増加率12.4%）
- 国籍別では、ベトナムが最も多く約571千人（全体の24.8%）、次いで中国が約409千人（全体の17.8%）、フィリピンが246千人（全体の10.7%）となっている。

（単位：千人）



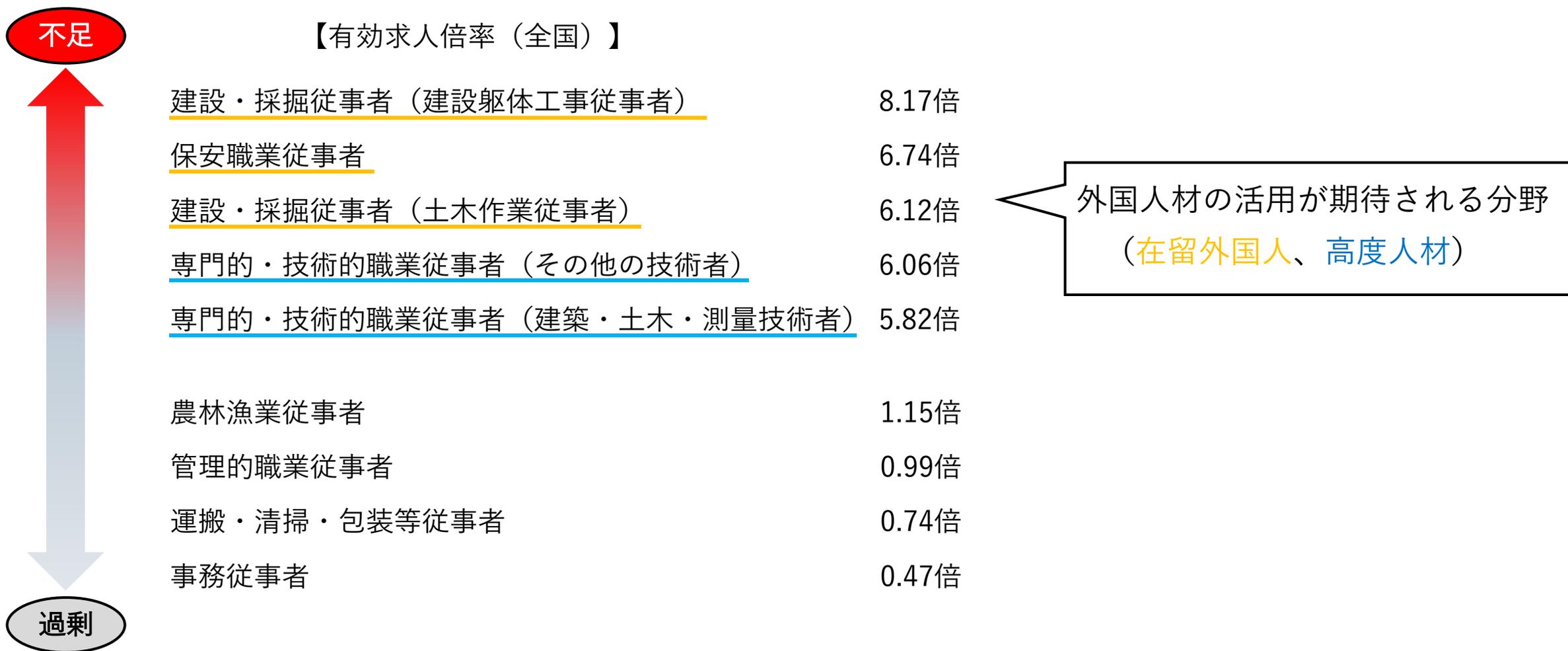
在留資格別外国人労働者数の推移



産業別外国人労働者数の推移

（出所）厚生労働省「外国人雇用の届出状況（2024年10月末現在）」

直近の状況を見ると、**建築・土木分野の技術者、作業員や保安職業**において大きく不足



(出所) 厚生労働省「一般職業紹介状況（2025年3月）」（常用計）

		技能実習	特定技能		高度専門職
			特定技能 1号	特定技能 2号	
資格概要	目的	技術移転を通じた開発途上国への国際協力	人材確保が困難は産業分野における労働力確保		高度の専門的な能力をもつ外国人の受入
	在留期間	最長 5年	通算 5年	制限なし	制限なし
	活動内容	技能実習計画に基づく技能に係る業務	知識・経験を要する業務		高度な技術や知識を要する業務（単純労働は不可）
	対象分野	91職種167作業	16分野	11分野	技術・人文知識・国際業務等
	受入上限	産業分野ごとに管轄官庁が規定	同左	2024年、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加 2027年には、物流倉庫、廃棄物処理、リネンサプライの3分野が追加されるとの一部報道あり	
労働条件	賃金	最低賃金保障	日本人同等		
労働条件	転職	不可	可	可	可
	家族帯同	不可	不可	可（配偶者・子）	可（配偶者・子）
	入国試験	日本語	～6か月程度の勉強	日本語能力試験の合格	ビジネスレベル
入国試験	技能	—	該当分野の知識・経験		該当分野の知識・経験・資格
	監理・支援	—	監理団体	登録支援機関	不要
人物像	—	日本語片言・初来日	技能実習3年・留学2年修了・特定技能試験合格		日本の大学の卒業生等

就労目的で在留が認められる外国人

(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)

各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能

(教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、**技術・人文知識・国際業務**、企業内転勤、介護、興行、技能)

特定技能

特定産業分野に属する相当程度の知識もしくは経験を必要とする技能を要する業務または熟練した技能を要する業務に従事

- ・「**技術・人文知識・国際業務**」は、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
- ・既存スキームによる高度人材の採用実績としては、建設業におけるエンジニアや広告業におけるデザイナーなど

- ・介護、ビルクリーニング、建設、自動車整備、自動車運送業、農業、漁業等16分野
- ・特定技能1号は、通算5年まで、家族帯同不可
- ・特定技能2号は、1号からの移行により、**在留上限なし、家族帯同可能**
- ・**転職可**、賃金は**日本人同等**

 **ESUHAI** 高度人材 (ベトナム人)
Success in Shigoto

 **PERSOL Global Workforce**
高度人材 (インドネシア、フィリピン、ベトナム、ネパール、韓国)

 **YOLO JAPAN**
高度人材 (在留外国人)

 **PERSOL Global Workforce**
特定技能 (インドネシア、フィリピン、ベトナム、ネパール、スリランカ)

技能実習

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的

- ・**最長5年**、91職種167作業に限定
- ・**転職不可**、賃金は**地域別最低賃金以上**

 **ESUHAI**
Success in Shigoto
技能実習 (ベトナム人)

身分にもとづき在留する者

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

- ・在留中の活動に制限はなく、様々な分野で就労可能 (**職種制限なし**)

 **YOLO JAPAN**
在留外国人

資格外活動

留学、家族滞在など
原則として就労活動不可

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で就労可能 (1週間あたり28時間以内など)

 **YOLO JAPAN**
在留外国人

特定活動

経済連携協定にもとづく外国人
看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等

- ・個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定